

議員提案第68号

特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

本 関 良 雄

五 十 嵐 完 二

小 山 哲 夫

加 藤 大 弥

細 野 弘 康

中 山 均

特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書

11月26日衆議院本会議で採決された特定秘密の保護に関する法律案では、特定秘密の対象は、防衛、外交、特定有害活動（いわゆるスパイ行為）の防止、テロ活動防止の4分野としていますが、秘密の範囲が極めて曖昧で不正確です。例えば、防衛では自衛隊の運用から装備、施設などあらゆる事項が対象とされており、限定されたなど言えるものではありません。

最も重大なことは、特定秘密を指定する決定権のある行政機関の長が判断すれば、特定秘密に認定できる仕組みであり、政府行政当局の恣意的判断で秘密は際限なく広がることとなります。さらに、国民には何を秘密にしたのかも知らされません。

日本弁護士連合会では、憲法にうたわれている基本的人権を侵害する可能性があるとして、同法案の制定に対して反対の立場を明確にしています。

原子力発電事故に関しても、原発の安全性にかかわる問題や住民の安全に関する情報が、核施設に対するテロ活動防止の観点から特定秘密に指定される可能性があります。政府は原発情報は対象であると国会で答弁しています。このような国民の生命と財産を守るために有益な情報が、公共の安全と秩序維持の目的のために特定秘密の対象に指定される可能性は極めて高いです。

今、重要なのは徹底した情報公開を推進することであり、刑罰による秘密保護と統制ではありません。特定秘密の対象が広がることによって、主権者たる国民の知る権利を担保する内部告発や報道、取材を萎縮させ、言論、表現の自由、国民の知る権利に対して致命的な打撃を与えることは明らかです。

よって、国においては特定秘密保護法案に対し、慎重な対応をするよう強く要望します。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月2日

新潟市議会議長
志田常佳

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣

} あて